

郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳										郵便切手 合計額	予納金	備 考	
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円				10円
民事訴訟	通常訴訟	6		1			9	4	4		3	5	5000円	5000円	※左記の基本料金は、当事者数が2名までの額 当事者数が1名増すごとに3000円分を追加 (内 訳) 500円4枚 300円1枚 110円3枚 100円2枚 50円2枚 20円2枚 10円3枚 ※現金納付する場合は、訴状提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、釧路地裁会計課まで持参、現金書留、または振り込みによる方法で納めてください。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。
民事調停	民事調停						3		3		3	1	550円		※左記の基本料金は、当事者数が2名までの額 当事者数が1名増すごとに220円分を追加 (内 訳) 110円2枚
民事執行	担保不動産競売申立て						1						110円	基本40万円 物件が1筆増すごとに10万円ずつ加算(特殊な物件については、不動産の形状等により増減を個別検討)	郵便切手は保管金提出書 送付費用
	強制競売申立て						1						110円		
	債務名義に基づく債権差押え	4	1				8		1		1		3300円		左記の金額は当事者各1名の場合 当事者数が複数の場合は該当する当事者分の郵便切手を追加 (内訳) ・差押命令送達等費用 1290円×第三債務者数 1220円×債務者数 110円×債権者数 ・陳述書返送費用 460円×第三債務者数 ・送達通知費用 110円×債権者数 ・債権者に対する陳述書送付費用(※執行費用に計上不可) 110円×債権者数
	養育費等に基づく債権差押え	4	1				8		1		1		3300円		・陳述書返送費用 460円×第三債務者数 ・送達通知費用 110円×債権者数 ・債権者に対する陳述書送付費用(※執行費用に計上不可) 110円×債権者数
	抵当権に基づく物上代位としての資料差押え	6	1				10		1		1		4520円		左記の金額は当事者各1名の場合 当事者数が複数の場合は該当する当事者分の郵便切手を追加 (内訳) ・差押命令送達等費用 1290円×第三債務者数 1220円×債務者数 1220円×担保権設定権者 110円×債権者数 ・陳述書返送費用 460円×第三債務者数 ・送達通知費用 110円×債権者数 ・債権者に対する陳述書送付費用(※執行費用に計上不可) 110円×債権者数
	財産開示	8					15		4		5	5	6000円	6000円(郵便切手で納付する場合は不要)	郵送費用を予納する場合は保管金提出書送付費用として110円の郵便切手が必要
	情報取得						1						110円	不動産情報1件6000円 勤務先情報1件6000円 預貯金情報1件5000円 株式情報1件5000円	勤務先情報は第三者が1名増えるごとに2000円ずつ加算 預貯金情報、株式情報は第三者が1名増えるごとに4000円ずつ加算 郵便切手は保管金提出書送付費用
	差押範囲変更の申立て	4						12	10			30	4000円		債務名義に基づく債権差押え、養育費等に基づく債権差押えについて申し立てる場合
	売却不動産の引渡命令の申立て	4						4						2440円	

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳											郵便切手 合計額	予納金	備 考
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円			
保全	債権仮差押	6	1				8						4230円		
	不動産仮差押・仮処分(処分禁 止)	5	1				5		1	1			3490円		
	不動産仮処分(占有移転禁止)	4					4						2440円		
保護命令	保護命令	2		1	1		3		2		3	5	2020円		
労働審判	労働審判	5		1			5	3	1		3	4	3800円	4000円	※現金納付する場合は、申 立書提出後、裁判所から 「保管金提出書」を郵送し ます。必要事項を記入の上、 現金を添えて釧路地裁会計 課まで持参、現金書留、また は振り込みによる方法で納 めてください。また、電子納 付利用者登録をされている 方は電子納付の利用も可 能です。

破産手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	予納金	備考
同廃		1500円 (免責許可申立を含む)	110円×債権者数	11859円 (官報公告費用)	開始決定正本等の郵送を希望する場合は、申立人分郵送費用として110円切手3枚を追加
管財	個人	1500円 (免責許可申立を含む)	110円×(債権者数+3)	15499円(官報公告費用) + 事案に応じて個別に指示する予納金額 (最低額20万円以上)	債権者数には公租公課庁を含む。 開始決定正本等の郵送を希望する場合は、申立人分郵送費用として110円切手3枚を追加
	法人	1000円	110円×(債権者数+債務者・財産所持者等数+10)	14786円(官報公告費用) + 事案に応じて個別に指示する予納金額 (最低額20万円以上)	債権者数には公租公課庁を含む。 開始決定正本等の郵送を希望する場合は、申立人分郵送費用として110円切手3枚を追加
	債権者申立て	20000円	個人・法人の別に応じた額	15499円(個人)又は14786円(法人) (官報公告費用) + 事案に応じて個別に指示する予納金額	郵便切手は、別途追加納付を指示することがあります。 開始決定正本等の郵送を希望する場合は、申立人分郵送費用として110円切手3枚を追加

再生手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	予納金	備考
個人再生		10000円	110円×債権者数×2	13744円(官報公告費用) ※個人再生委員を選任する場合(本人申立の場合は原則選任)は20万円を追加	債権者数につき、住宅資金特別条項を定める場合は当該債権者を含む。 開始決定正本等の郵送を希望する場合は、申立人分郵送費用として110円切手3枚を追加